

国立大学法人大分大学特別名誉教授称号授与規程

平成23年12月21日制定
平成23年規程第70号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学名誉教授称号授与規程（平成16年規程第46号）に準じて、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の特別名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定める。

(授与要件)

第2条 特別名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与することができる。ただし、国が定める死亡叙勲等を受けた者又は辞退した者は除く。

- (1) 法人の学長、理事及び副学長として法人の運営に関し功績が特に顕著であった者で、在任中に死亡したもの
- (2) 大分大学の教授として教育上、学術上又は運営上特に功績があった者で、在職中に死亡したもの。ただし、教育職員として通算20年以上勤務した者に限る。

(勤務年数の通算)

第3条 前条第2号ただし書の通算勤務年数には、法人以外の大学の教員としての勤務年数を加えることができる。

(学長への推薦)

第4条 第2条第2号に該当する者があるときは、人事会議において審査の後、部門長が所定の功績調書等を添付の上、学長に推薦するものとする。

(選考)

第5条 特別名誉教授の選考は、教育研究評議会の議に基づき学長が行う。

- 2 学長は、第2条第1号に該当する者があるとき、又は前条の規定により推薦があったときは、その者を特別名誉教授候補者として教育研究評議会に付議する。

(称号の授与)

第6条 特別名誉教授の称号の授与は、前条の選考終了後、辞令書を交付して行う。

(事務)

第7条 特別名誉教授の称号授与に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、特別名誉教授の称号授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年12月21日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 第2条第2号の通算勤務年数は、法人化前の大分大学並びに統合前の大分大学及び大分医科大学の期間のものを含むものとする。

附 則（平成27年規程第23号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第4号）

この規程は、平成29年1月23日から施行する。